

従来引續き延滞甚クシテ従業者ノ不安ヲカラサル
ヲ以テ要求ス

第四條 全部ノ給料ニ七割値上げノコト

他一般工場ニ比シテ其ノ差甚クシク出浴上不安ナルヲ以テ
要求ス

第五條 給料ヲ半月甚定トスルコト

他一般工場ニ倣ヒテ之レカ採用ヲ要求ス

第六條 給料ノ差切工一日前トスルコト

他一般工場ニ倣ヒテ之レカ採用ヲ要求ス

第七條 一月三日ノ有休皆勤ヲ附スルコト

労務獎勵工可トスルヲ以テナリ

第八條 鐵首ヲ廢スルコト

但シ理由ノ最非ニヨリ製鉄部職長主會ノ上ニテ双方
異議ナキトキハ此ノ限リニアラス

右各條ヲ要求ス

以上

昭和三年十一月七日

製鉄部一同

工場主殿